



令和元年 6月27日(木)
(2019年)

No. 14959 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [174] (1)

弁理士の眼

174

「タイプフェイス」著作権侵害損害賠償請求事件

—東京地裁平成29(ワ)27741.平成31年2月28日(民47部)判決<請求棄却>—

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木 理一

[キーワード] タイプフェイス(文字書体)、著作物性(法2条1項1号)、独創性、美術鑑賞の対象、応用美術作品説

【事案の概要】

本件は、原告が、自ら制作した別紙・タイプフェ

イス目録1及び2記載の各タイプフェイス(以下「本件タイプフェイス」という。)につき著作権を有するところ、被告において配給上映した映画の予告編やパンフレット、ポスター、ポストカード、Tシャツ等に、本件タイプフェイスの一部の文字を無断で利用したことが、上記著作権(支分権としては複製権の主張と解される。)の侵害に当たると主張して、



特許業務法人 アイミー国際特許事務所

所長 伊藤 英彦*
弁理士 白井 あゆみ
弁理士 森下 八郎*

副所長 竹内 直樹*
弁理士 松田 美幸子*
弁理士 吉田 博由

*: 付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)
TEL: 06(6120)5210 FAX: 06(6120)5211
E-mail: info@imypatent.jp URL: <http://www.imypatent.jp>

被告に対し、不法行為に基づく損害賠償金400万円(966万2000円の一部請求)及びこれに対する不法行為後の平成29年1月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事件である。

1 前提事実(証拠等を掲げた事実以外は、当事者間に争いが無い。なお、枝番号の記載を省略したものは、枝番号を含む(以下同様)。)

(1) 当事者等

ア 原告(グランドキャニオンエンタテインメント株式会社)は、広告制作やグラフィックデザイン等を業務とする株式会社である。

イ 被告(株式会社オンリー・ハーツ)は、映画の製作・配給、DVD販売等を主な業務とする株式会社である。被告は、映画「ジギー・スターダスト-Ziggystardust And The Spiders From Mars-」(以下「本件映画」という。)を日本国内の各所にて配給上映している。

ウ 訴外A(以下「A」という。)は、本件映画の予告編及び販促物等で本件タイプフェイスを利用したデザインを担当したデザイナーである。

(2) 被告による本件タイプフェイスの利用

被告は、昭和48年(1973年)にイギリスで製作されたデヴィッド・ボウイ出演の映画「Ziggystardust And The Spiders From Mars」に、新たに歌詞字幕を加えるなどして本件映画を製作し、平成29年1月14日から日本国内の映画館で配給上映をするに至った。その際、少なくとも、本件映画のパンフレット、本件映画の予告編、公式ウェブページ、ポストカード、ポスター、Tシャツにつき、本件映画のタイトルや主演者の名前等において、本件タイプフェイスのうち、別紙・タイプフェイス対比表(以下「対比表」という。)の「本件タイプフェイス」欄各記載の文字を利用した。(甲1、5～9)

(3) 本件タイプフェイスを表示するためのフォントファイルの流通等

ア 本件タイプフェイスを表示するためのフォントファイル(以下「本件フォント」という。)は、訴外デザインエクスチェンジ株式会社(以下「DEX社」という。)の販売する「デ

ザイナーズフォント・01[フォントロム]](以下「フォントロム」という。)に収録され、流通していた(甲2)。なお、原告は、平成14年2月1日付でDEX社と本件フォントのデータ提供に関する基本契約を締結した(甲12)。

イ フォントロムに同封された「ソフトウェアライセンス契約書」には、同書面記載の制限事項及び禁止事項に該当する場合を除き、フォントロムに収録された素材を利用することができる旨が記載され、上記制限事項として、「素材をポストカード、カレンダー、シール等、商品の主要な部分で利用すること」及び「素材を特定企業の商品およびサービス、キャンペーンを象徴するイメージ……に利用すること」等が掲げられている。(甲3)

ウ 本件フォントは、フォントロムの他、訴外株式会社デジタログ社(以下「デジタログ社」という。)が平成11年(1999年)頃に発売したCD-ROM「font pavilion 08 INTERFERON-γ」(以下「フォントパビリオン」という。)にも収録されていた。(乙1)

エ フォントパビリオンには、フォントの使用に関する注意事項が記載された「Readme」ファイルが記録されており、同ファイルには「本CD-ROMを使用して作成された作品の配付、販売、メディアへの掲載にあたっては、それぞれのフォントに付属する説明書をお読み下さい」と記載されており、本件フォントに関する説明書である「readme インターセプター カタカナ・INTERCEPTOR ALPHABET 使用上の注意」(乙3)には、「フォントのご使用にあたって 使用の制限はとくにありませんが、メディアでの使用、掲載、ロゴタイプ等での使用の際には事前にお知らせくださることを希望します」と記載されている。(乙2、3)

2 争点

(1) 本件タイプフェイスの著作物性の有無(争点1)

(2) 本件タイプフェイスの著作者(争点2)